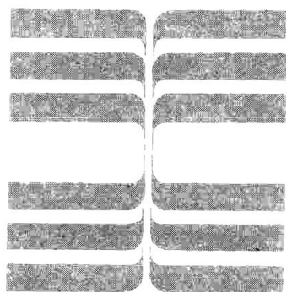


証券用語辞典

(改訂版)

東洋経済新報社 編



東洋経済新報社

証券用語辞典 (改訂版)

昭和51年3月1日 第1刷発行

昭和53年8月25日 第5刷発行

編者 東洋経済新報社

発行者 宇梶 洋 司

発行所 東洋経済新報社

〔103〕東京都中央区日本橋本石町1-4

電話 東京(03)270-4111(代)

振替口座 東京 3-6518

© Toyo Keizai Shinposha 1976

落丁・乱丁本はお取替いたします。

Printed in Japan

2533-0119-5214

は し が き

近年、わが国の証券市場は、外国証券投資の自由化に示されるように、国際化時代を迎え大きく変貌しようとしています。

証券に対する関心も一段と高まり、従来にもまして証券知識の普及が要望されています。

本書は、こうした時期に応じて、昭和47年に、証券市場を理解するための基礎的用語を学生・投資家・証券関係者向けに平易に解説する旨をもって発刊されました。

しかし、その後証券市場をとりまく環境の変化、とりわけ今般の商法改正に伴い内容を書き改めなければならない項目が出てきたこと、また一方で制度の改正、数字の変更等々により是正を要するものが出てきたこと、さらには追加すべき新項目も出てきたため、これを機に全面的に項目の洗い直しを行ない、一段と内容の充実した改訂版を刊行する運びになりました。

編集にあたっては、旧版同様体系別50音方式を採用しました。すなわち、1600項目に及ぶ全用語を体系別に分類し、各分類内では50音順に項目を配列しましたので、索引利用とあいまって、学習や実務に種々の便宜があるかと思います。

改訂版刊行にあたり御協力を賜りました執筆者の方々に深く感謝いたします。

読者諸兄が本書によって証券に関する知識を吸収されることを期待すると同時に、なお足らざるところがあれば御叱正をお願いするしだいです。

昭和51年2月

東洋経済新報社

は し が き

近年、わが国の証券市場は、外国証券投資の自由化に示されるように、国際化時代を迎え大きく変貌しようとしています。

証券に対する関心も一段と高まり、従来にもまして証券知識の普及が要望されています。

本書は、こうした時期に応じて、昭和47年に、証券市場を理解するための基礎的用語を学生・投資家・証券関係者向けに平易に解説する旨をもって発刊されました。

しかし、その後証券市場をとりまく環境の変化、とりわけ今般の商法改正に伴い内容を書き改めなければならない項目が出てきたこと、また一方で制度の改正、数字の変更等々により是正を要するものが出てきたこと、さらには追加すべき新項目も出てきたため、これを機に全面的に項目の洗い直しを行ない、一段と内容の充実した改訂版を刊行する運びになりました。

編集にあたっては、旧版同様体系別50音方式を採用しました。すなわち、1600項目に及ぶ全用語を体系別に分類し、各分類内では50音順に項目を配列しましたので、索引利用とあいまって、学習や実務に種々の便宜があるかと思います。

改訂版刊行にあたり御協力を賜りました執筆者の方々に深く感謝いたします。

読者諸兄が本書によって証券に関する知識を吸収されることを期待すると同時に、なお足らざるところがあれば御叱正をお願いするしだいです。

昭和51年2月

東洋経済新報社

目 次

1 証 券 發 行	3
2 証 券 流 通	71
3 証 券 分 析	131
4 投 資 信 託	159
5 国 際 投 資	179
6 証券政策・經濟事情	195
市場取引用語	231
野 線 用 語	250
索 引	255

証券用語辞典

1 証 券 発 行

赤字国債 歳入の不足を補うために発行される国債で歳入補填公債のこと。わが国では満州事変後に増大した軍事費をまかなうために発行されたのが端緒である。赤字国債は、市中消化によらず中央銀行引受で発行される場合には、当然にインフレ要因となる。そこで戦後のわが国財政法では、その発行が禁止されているが、昭和40年度には特例法を設けて発行された。戦時はもちろん、平時でも不況対策として発行される場合が少なくない。

預合(あずけあい) 株式会社の設立や新株式発行の際、発起人または取締役が払込取扱銀行から一時融資を受けてこの分を払込みに充て、さらにこれを預金として振り替え、借入返済まではこれを引き出さないことを銀行に約定することを用いる。このような行為は、要するに払込みの仮装にはかならず、一般株主や第三者に不測の損害を与えるおそれがあるから、商法は、見せ金による払込仮装とともに罰則規定を設けている。預合による払込みと見せ金による払込みの相違は銀行との通謀の有無に関わる。

アンダー・バー発行 →割引発行

アンダーライター (underwriter) 証券引受業者。証券の発行者から発行証券

の一部ないし全部を自己の危険負担において投資家に売り出す目的で買い取ることを業としている証券業者のこと。わが国では証券会社のみがこれを行なう(国債、地方債、政保債には例外規定があるが)。非公募発行の場合はアンダーライターの手を借りる要はないが、公募発行の場合は、発行者側に販売網がないのが一般であるから、おおむねアンダーライターを介して間接発行を行なうことになる。また発行者は所要資金は全額調達せねばならず、よって発行証券は売りつくされねばならないから、アンダーライターは自己の計算と危険負担で発行証券を買い取る。引受方法は発行証券をひとまとめに買い取る総額引受(買取引受)か、売れ残り部分を買い取る残額引受かであるが、いずれにせよアンダーライターは不特定多数の公衆に売りさばくまでの業務を一貫して行なわねばならない。公社債の発行に際しては発行条件の決定に、株式の発行に際しては、特に時価発行における発行新株の価格決定にアンダーライターの果たす役割は大きい。また募集責任完遂のためには、アンダーライターは金融情勢に左右されない豊富な自己資金を擁することが望ましい。さらに、発行証券の種類や規模、発行のタ

イミングについて助言しうる能力、情報をもたねばならない。以上の点にすぐれたイギリスのマーチャント・バンカーやアメリカのインベストメント・バンカーは、アンダーライターとして、歴史的、国際的に大きな足跡を残した。わが国では公社債市場の未成熟、株主割当・額面発行による新株式発行の慣例などもあって、自己資本の充実した本格的アンダーライターは成長せず、引受金融にひたすら依存せざるをえない。なおアメリカの生命保険会社、年金基金などにみる私募においては、仲介業者は斡旋だけで危険負担はない。したがって、ここではアンダーライティングはなくなる。わが国のアンダーライターの職能は証券取引法第2条8項に定められ、元引受業者と下引受業者があるが、いずれも最低資本金が規定されている。→元引受

安定配当 長い期間にわたって継続される一定の配当。会社の業績、収益力の長期安定が前提であることはいうまでもない。安定配当の功罪には次のものがある。①株価採算がとりやすいから投資の好対象となり、安定株主が増す。②株価は安定するが停滞し投機の妙味が薄れる。③収益がふえても株主に分配されないという不合理を招きやすい。④企業の長期財務の計画化が可能となる。

委託募集 証券の発行では、発行危険負担の観点から直接発行と間接発行に区分されると同時に、その募集事務手続きの観点から自己募集と委託募集に分かれる。一般的には発行事務を円滑に遂行するには、法律上その他の各種事務手続きに精通する要があり、さらに投資を広く勧誘するための諸活動を行なわねばならないから、発行主体が自らこれに当たるよりも専門の仲介機関に委託するほうが便宜である。そこで募集事務手続きを仲

介機関が担当する委託募集による方法が広く行なわれている。委託を受けた仲介機関——会社は、発行会社の代理人として、あるいは自己の名において、証券の募集およびこれに関連する事務を執行する。ただし、委託を受けただけでは売りを引き受ける責任はないので、社債の場合は、不成立になる危険があるから、この方法で募集されることはほとんどなく、請負募集(残額引受)の形を組み合わせることのほか、電力債は一般担保制、一般事業債は物上担保制という相違もある。一般事業債は発行会社の資本金や純資産、起債残高などから5段階に格付けされているが、発行条件弾力化とともに格付けは改廃の方向にある。→事業債

一般事業債 事業債から電力債を除いたもの。つまり電力会社以外の一般事業会社の社債。重要公益事業として電力会社債は起債市場で特に優遇されているということのほか、電力債は一般担保制、一般事業債は物上担保制という相違もある。一般事業債は発行会社の資本金や純資産、起債残高などから5段階に格付けされているが、発行条件弾力化とともに格付けは改廃の方向にある。→事業債

一般担保付社債 特別の法律により、会社企業の総財産について民法の先取特権に次ぐ優先弁済権の付与された社債である。法的担保社債ともいう。この種の社債は物上担保付社債のように特定財団を担保とするのとは異なり、経済的には会社の全財産が担保となったものと考えることができる。したがって社債権者は会社財産の処分の際には他の諸債権に優先して元本の償還を請求できる。現在、その発行は公共的事業を営む次の諸会社に限り認められている。9電力会社、日本航空、電源開発、東北開発、国際電信電話、石油資源開発。なお一般の社債ではないが、日本電信電話公社などにも認められている。

インカム・ボンド →収益社債

インテンチャー →信託証書

請負募集 間接募集の一形態。引受募集もしくは残額引受ともいう。応募額が募集総額に達しないとき、仲介機関——請負会社——がその残額を引き受けることを契約する形のものである。この方法によれば社債不成立の危険はなくなる。現在のわが国の一般の社債募集形態は、請負募集と委託募集を組み合わせたものとみることができるといえる。

売りオペレーション 公開市場操作の一形態。中央銀行が市中で証券(債券)を売却する操作。この場合、銀行組織全体としての通貨準備は減少し、それだけ金利上昇への圧力が働く。したがって季節的な金融緩和を調整したり、積極的に金融を引き締めたりする場合に行なわれる方法、効果におけるこの逆が買いオペレーションである。→買いオペレーション

売出し → 募集

売出发行 債券の発行総額をあらかじめ確定せずに一定の売出期間を定め、その期間内に公衆に対して個別のかつ漸次的に債券を売出し、その期間内に売却しえた総額をもって発行額とする方法で、実質的には一種の発行取引である。この方法では債券不成立の危険はないが、申込人の利益保護、発行会社の健全性保持などの点に問題があるという理由で、原則的には認められていない。かつては特殊銀行の少額債券および金庫債券について行なわれてきたが、現在では金融債、加入者負担電信電話債券、交通債券について認められているにすぎない。

永久国債 無期債あるいは不償還債(irredeemable bond)ともいう。償還期限のないもの、あるいは政府が一定の期日またはその後に償還を行なう選択権をもって、保有者には償還を要求する権利のない国債をいう。毎年、利子の支払いだけは行なわれる。イギリスのコン

ソル公債は典型的である。なお永久社債というものもあるが、これも主としてイギリスにみられる。

SDR 建債 ミドル、英ポンドなどの既往の基軸通貨の弱体化と世界的な変動相場制の継続は不可避とみられる情勢を背景として、世界共通の通貨尺度、さらには準通貨として SDR(IMF 特別引出し権)の使用が普及してゆく形勢にあるが、これに対応して、ユーロ・ダラー市場に SDR 建債が相次いで登場し、募集状況も好調と伝えられている。75年の第1号はスイスの大手化学会社「アルスイス・インタナショナル」(発行額5000万 SDR, 期間5年, 表面利率9%, 額面に対し101~2%の発行価額)、第2号はスウェーデン投資銀行(発行額3000万 SDR, 期間7年, 表面利率9%)であるが、いずれも、73年9月に発行された欧州投資銀行のユーロコ建債(EC9カ国通貨のカタール「ユルコ」による)にくらべて、格段に投資家に歓迎されている。SDRは、現在のところ、IMF加盟国政府以外は保有していないので、SDR建債の実際の受渡しはすべてドルで行なわれるが、結局、投資家(実際の引受け手は銀行)からすれば、通貨価値の目減りが防げるといふメリット(実質的投資保証、銀行の場合は加えて貸付の目減り防止)がある点が募集好調の決定的理由である。わが国の場合、行政当局は、かねてから指摘されている対ドル・レート偏重の是正という観点からも、また SDR 体制強化に積極的である従来の経緯からしても、産業界が SDR 建債の起債申請があれば前向きに対処する旨の意思表示を行なっている。→ SDR

縁故募集 証券の募集を発行主体と格別の縁故関係にある者、たとえば役員、関係金融機関、取引先、従業員などのな

かから特定の者を定め、これを対象として行なうこと。アンダーライターを経由せず、社債の場合は発行額が比較的小さいとき、その他地方債、金融債などに多く、加入者負担電信電話債もこれに当たる。株式の場合は、収益力、株価の点でふつうの株式発行がしにくいとか、特定の取引先、提携先との関係をより緊密化する意図で行なわれ、第三者割当がこれに当たる。資本自由化の進行過程で外資防遏対策としての国内での提携強化、機能資本の統一確保のための手段として活用されるほか、逆に外国企業との提携強化のためにも行なわれる。ただ、これによって一般株主の増資期待権が侵害される点は否めない。→第三者割当

円銭表示 → 配当の円銭表示

応募予約料 引受手数料は純手数料と付加手数料とから成るが、付加手数料のうち保険手数料を除く部分は、場合によって投資家に割り戻される利回り補正料である。応募予約料はこれに含まれるものであって、大口購入者に対して割り戻される引受手数料の一部ということになる。かつては大口予約料といわれた。応募予約料は政府保証債についてだけ認められている。

大蔵省証券 わが国における政府短期証券の一種で、大蔵省がその年度の財政収入に先立って生じた支出をまかなうために、将来の収入を見越して発行するもので、償還期限は1年以内である。財政法第7条の規定に基づいて発行されるが、当年度の歳入をもって償還しなければならないことになっている。また、その発行最高額については、毎会計年度、国会の議決を経なければならない。→政府短期証券

オープン・エンド・モーゲージ(open-end mortgage) 担保付社債は物上担保

の設定方法によって開放担保付社債と閉鎖担保付社債に分類されるが、この開放担保をいう。開放(式)担保では同一担保物件に同一順位の担保権を設定し、何回かに分割して順次、社債を発行するもので資本調達を機動的に行なえるから、わが国では、昭和8年にこの制度が導入されて以来、ほとんどの起債会社がこれを利用している。なお開放(式)担保には前もって社債発行総額を定めておく制限付開放担保と制限のない無制限開放担保とがある。わが国の開放担保付社債は制限付開放(式)担保であるが、担保評価額の総額を数回に分けて分割発行する場合には、最終回の発行が信託証書作成の日から5年以内となっており、5年を経過すると自動的に閉鎖式担保となる。→クローズド・エンド・モーゲージ

買入消却 既発行証券を発行者が買入れて消却すること。債券は、償還期限を待たず、期中の一定時期または随時に一部を償還する任意償還の場合、抽せんによるほか債券を買入れて行なうが、後者を買入消却または買入償還という。この利点は、その債券の流通価格を引き上げ、結果として債権者の換金を促し、発行者によって爾後の発行条件を有利にすることである。わが国では買入消却が主となっているアメリカと異なり、抽せん償還のケースが多い。株式については原則としては減資の形態として行なわれてはいるが、この場合、既発行の株券の併合と市場からの買入消却がある。ほかに、発行の当初から消却を予定する償還株式があるが、これは株式の消却ではなく株式の種類である。→株式の消却

買いオペレーション →売りオペレーション

外国為替資金証券 政府短期証券の一種で、外為(かいため)証券とか為券(た

めけん)と略称される。外国為替資金特別会計で、一時的に円不足が生じた場合(たとえば輸出の急増などで外貨の受取りが進み、円が過払いになった場合)に、これを補うために発行される短期の融通証券。外国為替資金特別会計法第4条の規定に基づいて発行される。償還期限は1年以内でその発行総額は毎会計年度、国会の議決を経なければならない。→政府短期証券

下位証券 → 上位証券

買取引受 新株式発行に際して、引受機関である証券会社が公募される株式の全部を自己の名義で買い取る方法。株式を買い取った引受機関は適当な時期に任意の価格で一般に売り出すのがふつうである。アメリカ、イギリスのアンダーライター、ドイツの銀行などはしばしばこれを行なうが、わが国では従来この方法は小規模会社の場合のほかはあまり行なわれなかった。これによって発行企業は、所要資本を容易迅速かつ確実に調達でき、引受機関は株式の買取価格と売価額との差額を利益として取得しうる。

確定利付証券 証券購入による発行者への資金拠出は、資本報酬を受けることを本来の目的とするから、その報酬の性格によって証券を分類することも可能である。確定利付証券とは、発行時に定められた報酬額が一定額ないし一定率として償還時まで約束されているもので、利子証券ともいう。貸付証券はほとんどこれに含まれる。国債、地方債、政保債、一般社債、金融債のほか、貸付信託の受益証券も確定利付証券の性格を備えている。→債券

額面 証券の券面記載の金額表示をいう。その株式における最低限度は旧商法では20円、昭和25年の商法改正で500円となった。しかし、この改正商法施行前

に設立された会社の発行する株式は従来どおりの額面でよいことになっている。

よって現在の上場額面株式は20円、50円、500円の額面があり、50円が圧倒的に多い。他方、社債は商法で額面は20円以上と定められ、現実には1万円、10万円、100万円と表示されている。ただ発行価格を示すときは、通常、額面100円に対していくらかと表示される。→額面変更

額面株式 株式会社の定款および株券に券面金額を記載してある株式。わが国株式の大部分がこれである。商法は(1)券面金額の均一、(2)券面金額は500円を下ってはならない、(3)発行価額は券面額を下ってはならないと規定しているが、昭和26年7月1日の改正商法施行前の会社については、この規定は適用されない。額面が高いと市場性は低下し、株式の実質的価値の評価は不十分となりがちなので、現実には多くの会社は、依然として50円額面を維持している。→無額面株式

額面転換 転換社債が株式に転換される場合の転換価格として株式の額面を基準とすることをいう。社債と株式が両者の額面で対等に交換されるから等価転換(パー転換)ともいう。たとえば額面100円の社債は額面100円の株式1株と、または50円額面の株式2株と交換される。

→時価転換

額面転換社債 時価転換社債に対するもので、転換社債において株式への転換が株式の額面を基準に決定されるもの。昭和41年来の時価転換社債発行に至るまで、わが国の転換社債はすべて転換率において額面对等の額面転換社債であったが、その主要な理由は、発行企業が、おおむね資金調達に困難な時期にそれを発行せざるをえなかった事情によるのである。

額面発行 株式や債券を額面価額で発

行すること。パー発行ともいう。わが国では利付金融債と加入者負担電信電話債は額面価額で発行されるが、その他債券は通常の場合、額面を多少とも下回る発行、つまり割引発行がほとんどである。株式については商法で額面を下回る発行は禁じられているので、株主割当の額面発行がわが国では長い間、支配的慣行となってきた。→時価発行

額面変更 株式の券面金額を変更すること。昭和25年の改正商法で額面の最低限度は20円から500円に引き上げられたが、現実には施行前の50円額面への変更が目立っている。この理由は、第1に投資家心理が50円になじんでいる、第2にそのことが株価に反映し、500円額面の株式の株価は割負けしている、高額面株式は値がさ感を与えるから50円額面株式より市場性が落ちるという事実による。額面変更の方法としては、(1)100円とか500円額面の株式を50円額面株式に分割する、(2)20円額面は、いったん500円額面とし、さらに50円額面に分割する、(3)改正商法施行前に設立された50円額面会社に吸収合併される、などの形で行なわれる。しかし株式分割による方法は、改正商法施行前に設立され、しかも自発的に券面を引き上げた会社にしか実行できないから、(3)の方法による会社が多い。

→額面

合併 二つ以上の企業が、法律上、一つの企業に合体すること。吸収合併と新設合併がある。前者はある企業が存続し、他の企業が消滅する場合、後者は全部が消滅して新会社が設立される場合である。わが国では独占禁止法によって合併には届出を要し、不正取引による場合や一定の取引分野で、競争を実質的に制限することとなる場合には合併は禁止される。

株券 株式会社の機能資本に対する持

ち分、すなわち株主たる地位、株主権を表章した有価証券。株券そのものを株式ということもある。投資家にとって投下資本回収のための株式の流通性は株式が株券たることによって保障されている。株券の種類は、形式からすれば記名式株券と無記名式株券、額面株券と無額面株券、表章する株主権の個数を基準とすれば1株券、10株券、100株券等々に分かれる。

株券の除権判決 亡失または紛失した株券の無効を宣言する法律手段である。この手続きをとるには、(1)株券喪失届、(2)株券謄本請求書または株券証明願、(3)警察署の喪失証明書を整えて会社に届け出るが、この際、会社に名義書換停止を依頼しておく。次に、会社が発行した株券謄本または株券証明書に警察の証明書を添えて会社所在地の簡易裁判所に公示催告の申出をする。喪失株券の名義書換未済であれば、最終名義人の譲渡証明書をも添えて簡易裁判所に提出する。裁判所はこれを官報に掲載し、掲載の日から6カ月の公示催告期間内に異議申立をする者がいないときは、この株券の無効を宣言するのである。

株券不所持制度 →株式不発行制度

株券分割 多数個の株主権を表章する株券少数枚を、少数個の株主権を表章する多数枚と交換することをいう。たとえば500株券を100株券5枚にするがごときをいうので、株式分割とは異なる。

株式 株式会社における出資者の持ち分。一種の所有名義であるが、それは株券に具体化されることによって機能を全うしうることから、有価証券としての株券そのものを株式という場合もある。旧商法時代には資本確定の原則で株式は資本金の構成単位とされ、額面金額×株数が資本金であったが、新商法では無額面

株式や再評価積立金の資本組入れに関する法律などで、この原則は成立しなくなった。

株式会社 資本主義下の代表的企業形態であって物的会社の典型である。その特質は資本の証券化、有限責任制、重役制度(執行機関制度)にあるが、「資本と経営の分離」の立場からすれば、株主(少なくともその大部分)は、経営機能のうち組成機能をもつだけにすぎないものとなる。歴史的には1602年設立のオランダ東インド会社が嚆矢(こうし)とされているが、近代的株式会社の生成は1855年のイギリスにおける有限責任法(Limited Liability Act)成立後であった。しかし、要は証券の自由譲渡性こそが、株式会社制度を普及、発展させ、ひいては巨大な資本の集積と集中、資本支配を確立せしめた第1の契機であるといえることができる。

株式買取権付社債 →ワラント

株式公開 同族会社または限られた比較的少数の株主によって構成されている会社の株式を、はじめて一般の投資家に解放してその分散所有に移すことをいう。公開された株式が公開株である。公開はむしろ証券会社を通じて行なわれる。主として中小規模企業では、その株式がとかく少数株主に保有されたまま一般に流通していない例が多い。このような会社を非公開会社といい、その株式を非公開株という。

株式懇話会 株式事務に関する業務上あるいは法制上の諸問題の研究のため、発行会社の株式事務担当者が構成している団体。東京のほか全国13の主要都市に設立されている。東京株式懇話会の歴史は古く、創立は昭和6年7月にさかのぼる。

株式譲渡 株式の譲渡は株券の交付に

よって行なわれると商法は規定している。株式譲渡の効果の一は、株券の占有者は適法の所持人と推定されるということで、外観主義による権利が認められており、もし所持人が無権利者であったときも、これを権利者として取り扱った債務者に免責が認められるという点にある。さらに第2の効果として株式の善意取得が認められているということがある。もともと、わが国商法は譲渡方式そのものについての規定はなかったが、昭和13年の改正以来、記名株式については株券に裏書きするか、「名義書換のための白紙委任状」をつけて株券を交付するかの2方法が要求されるに至り、株券の交付だけで足りる株式の譲渡方法と区別されてきた。しかし昭和41年の改正で記名株式と無記名株式の区別は廃止された。なお株式譲渡は自由譲渡を原則とするが、定款によって取締役会の承認などの制限をつけてもよいことになっている。

株式の残額買取引受 わが国では、株式公募の場合、買取引受と呼ばれる総額引受が中心形態であったが、昭和37、38年を境に残額引受が主形態となった。総額引受は株主確定や株券作成事務の簡素化の面で残額引受にまさる点があったが、証券会社が公募株式を自己の名義で引き取る行為は、証券会社に対する新株引受権の付与となり、これは株主以外の者への新株引受権付与であるから、株主総会の承認をえない以上は商法違反ではないかという問題が生じた。具体的には、そのようにして商法違反であるから、これにより発行された公募株は無効だとする訴訟が提起された。裁判所のこれに対する判決は、新株式発行自体は有効だが、これは新株引受権の付与で商法違反だというものであった。したがって、トラブルを避ける意味で爾後は残額引受が主流

となった。しかし昭和41年の商法改正で、株主以外の者に対し特に有利でない価格で新株を発行する場合は取締役会の決議で足りるとされたので問題は解消し、総額引受が復活する方向にある。

株式の消却 会社が自社株を取得しこれを消却することで、自社株取得をわが国では原則として禁じているが、消却の場合は認められる。消却は分類の方法により、(1)減資の規定に基づくものと、例外的にはあるが、定款により株主に配当すべき利益をもって行なうもの(たとえば一定年限に鉱脈が掘りつくされると予想される鉱山において、その鉱山会社の解散を予定し、あらかじめ利益で株式を消却してその数を減少させておき、最後の清算手続きを簡易にしようというような場合)、(2)有償消却と無償消却、(3)任意消却と強制消却に分けられる。有償消却は株主との売買契約による買入消却がふつうで、強制償却は株主の意思にかかわらず会社が強行するもので、株主に対価を支払う場合は株主平等の原則を損なわないよう、抽せんや持分比例の方法をとる。→買入消却

株式配当 会社が株主への利益配当を現金や現物でなく、新たに発行する株式で行なうこと、およびその配当をいう。財務的には、株式配当金相当の未処分利益剰余金(当期利益金+前期繰越利益剰余金)を資本金に組み入れ、これに基づいて新株式を発行する。昭和25年の商法改正に伴って導入され、比較的多数の会社によって行なわれているが、その実施に当たっては株主総会の特別決議を要し、発行価額は額面株式については券面金額、無額面株式については株主総会の特別決議で定めた価額である。その発行目的は、アメリカでは、(1)株式の販売促進、(2)株式の市場性強化、(3)現金資金の内部留保、

(4)株主の不満慰撫、(5)利益金の実質的隠蔽、(6)所得税の軽減、などにあるとされているが、わが国では現金の社外流出を防ぐ目的で行なわれる例が多い。一般に株式配当は額面株の場合には、時価が額面を上回っているほど株主には有利である反面、会社にとっては、現金節約にはなっても資本負担が加わるし、配当された株式が売りものがちとなれば株価を下げるというマイナスもある。なお、わが国では株式の無償交付には税がかからないが、株式配当には源泉課税が行なわれるから、源泉課税分は少なくとも現金配当とするのが一般である。→現金配当

株式不発行制度 株券不所持制度ともいう。昭和41年の商法改正で新たに制度化された。定款に特別の定めのない限り、記名株式の株主は株券の所持を欲しない旨の申出をすることによって、会社はその株式を発行しないか、または直ちに会社費用でその株券を銀行、信託会社に寄託するというもの。その際株主はいつでも株券の発行ないし返還を請求できる。また、すでに所持している株券について株主が不所持を会社に申し出るときは、その株券を会社に提出する必要がある。この制度は固定した株主が多いときは、株券の発行量が減るので会社の手数と費用を省き、他方、株主は裏書の廃止によって長期保有の安全が脅かされることから免れるというメリットがある。100株券を1株券100枚に分割請求して会社を困らせる「分割屋」などによる濫用を防ぐため制度としてはやや複雑となっているが、発行会社は定款に定めれば採用しなくともよい。→株券不所持制度

株式分割 1株を2株ないしそれ以上に細分化すること。会社の資本金や資産を変化させることなく発行株数を増加させ、その増加割合に基づき株主にその所

有株数に応じて分割後の株式を分配すること。時価の高くなった株式は流動性が低下するが、これを分割すれば流動性が増すだけ株価は上昇する筋合いである。また業績のよい会社の株式は、分割後もその割合で減配することはないので実質増配となり、株主に有利となることが多い。したがって株式分割は流動性の強化、株主優遇の意図から盛んに行なわれ、アメリカでは株価が一定の高さになると取引所が会社に分割を勧奨する例もあるという。わが国では昭和25年の改正商法施行後設立された会社の額面は500円を下りえないとされるため、これを行ないえない場合がある。さらに、株式分割そのものは取締役会の決議で行ないうが、額面金額の変更には定款の改正を要するから株主総会の特別決議を、分割の結果、株式数が定款に規定された授權資本を越えたときは、これについても定款変更の手続きを要する。したがって株式分割の普及にはむしろ無額面株式の普及が前提となろう。

株式併合 減資あるいは会社の合併に際して株式の併合が行なわれるときは、全株式について一律に、たとえば従来の2株を1株にするというような形で実施される。その手続きは、1カ月を越える期間を定めて株券を提供させるが、この場合、併合に適しない端株を生ずれば、これはまとめて一括処分し、その代金を株主に支払う形で解決される。

株主 株式を通じて会社に出資している個人または法人をいう。単に株式を所有するだけでなく、その会社の株主名簿に氏名、住所を記載する、つまり名義を所定の方法によって登録することによって株主としての地位が得られる。例外は無記名株式の場合で、これについては株式を所有すれば足りる。株主の状態、性

格により、個人株主、法人株主、機関株主、外人株主、大株主、少数株主、安定株主等々に類別される。

株主権 株主たることによって保有される権利。そのおもなるものは、(1)利益(または建設利息)の分配を受ける権利(利益配当請求権)、(2)会社の解散などに際して会社の総資産額から総負債額を差し引いた額によって表わされる財産の分配を受ける権利(残余財産分配請求権)、(3)経営に参加する権利(経営参加権)である。ほかに新株を引き受ける権利、名義書換を求める権利、記名株式と無記名株式、額面株式と無額面株式の相互転換を求める権利、会社に設立無効を訴える権利、株主総会の招集を求める権利、総会決議の取消し判決を求める権利、さらに少数株主権といったものもある。しかし、株式会社制度自体の歴史的、社会経済的性格変化のなかで支配株主と一般株主が分化し、一般株主においては多くの本来の権利が実質上、形式化され、また失われてしまっている。たとえば経営参加権は空洞化し、新株引受権も、原則的な株主帰属を法は保証しなくなっている。→少数株主権

株主構成 一定の会社の株式所有の分布の割合をいう。個人・機関別または所有株数別に区別した割合で、社会的株式分散状況をいう株主分布とは区別される。発行会社としては株主が安定していることが望ましいから、株主構成には不断の注意が必要である。安定が維持されなければ安定株主工作が必要となる。

株主総会 株式会社の最高意思決定機関で、株主は元来、1株1個の議決権をもつから、その持ち株数に応じて総会で議決権を行使して経営に参加する仕組みである。決算期ごとに定期的に開かれる定時株主総会と、必要あるごとに開かれ